

県議会議員選挙 市議会議員選挙

7:00～20:00 (勢子辻は18:00まで)

ことしは統一地方選挙の年です。この選挙は私たちの生活に最も身近な選挙。これからの4年間の県政、市政を任せる人を選ぶ大切な選挙です。

義理や人情にとらわれず、みずからの信念に基づいて投票しましょう。

投票できる人

■県議会議員選挙■

①年齢 昭和五十四年四月十二日以前に生まれた人

②住所 平成十一年一月一日以前に富士市に住民登録を済ませ、引き続き富士市に住んでいる人

※富士市の選挙人名簿に登録されていて、投票日前に市外へ転出した人は、転出先が県内の場合のみ転出先の市町村長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」があれば投票できます。

■市議会議員選挙■

①年齢 昭和五十四年四月二十六日以前に生まれた人

②住所 平成十一年一月十七日以前に富士市に住民登録を済ませ、引き続き富士市に住んでいる人

※投票日前に市外へ転出した場合は投票できません。
いずれの選挙も①②の条件を満たしている人が投票できます。

不在者投票

投票日に仕事のある人や旅行に出かける人、または病気などで投票所へ行けない人などは不在者投票ができます。

■県議会議員選挙■

期間 四月二日(金)～十日(土)

■市議会議員選挙■

四月十八日(日)～二十四日(土)

時間 いずれも八時三十分～二十時

※土・日曜日も受け付けます。
ところ 市役所二階市民ロビー

持ち物 投票所入場券 (不在者投票をする日までに届いた人)

※不在者投票をする人は、投票日に投票所へ行くことができない理由を宣誓書に記入していただきます。

指定病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は直接、病院長・施設長に申し出てください。

●指定病院

市立中央病院、吉原病院、新富士病院、聖明病院、米山病院、芦川胃腸科病院、大富士病院、鷹岡病院、渡辺病院、川村病院、湖山病院

●老人ホームなど

駿河荘、富士楽寿園、鑑石園、岩本園、天間荘、すどの杜、くぬぎの里、ヒューマンライフ富士、ききよの郷、ケアハウス富士の里

郵便投票

重度の障害を持っていて、一定の条件に当てはまる人は郵便投票ができます。この場合にはあらかじめ郵便投票証明書を交付します。申し込み、問い合わせは早目に選挙管理委員会へ。

代理投票 点字投票

文字を書くことができない人は係員が代理で書くことができます。また、目が不自由で点字ができる人は点字投票をすること

投票所入場券

投票所入場券を郵送しますので、投票日まで大切に保管してください。万が一届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている人であれば投票することができます。投票所で申し出てください。

●投票所入場券は二度使います

今回の投票所入場券は県議会議員選挙と市議会議員選挙の両方に使います。入場券にミシン目が入っていますが、切り取らずに投票所にお持ちください。

静岡県議会議員選挙 投票所入場券		郵便はがき	
投票日 平成11年4月11日(日) 午前7時から午後8時まで		吉原局 料金後納 郵便	
投票区	番号	富士市議会議員選挙 投票所入場券	
投票区	番号	投票日	平成11年4月25日(日) 午前7時から午後8時まで
投票区	番号	投票区	番号
投票区	番号	投票区	番号

開票は即日

県議会議員選挙は四月十一日(日)、市議会議員選挙は四月二十五日(日)の二十一分から市立富士体育館で開票を行います。



4月11日 (日)

4月25日 (日)

さあ行こう!! 明るい未来は 選挙から

明るく正しい選挙のために

贈らない 求めない
受け取らない

政治家や候補者が選挙区内の人に寄附や贈り物をしたり、有権者がこれを求めたりすることは法律で禁止されています。現金はもちろんのこと、選挙事務所を訪れた人に酒や高価な菓子を提供して、もてなすことも禁止されています。また、陣中見舞いとして有権者が酒などを選挙事務所へ贈ることも違反となります。

禁止されている選挙運動

●事前運動

選挙運動ができるのは立候補の届け出を済ませたときから投票日の前日までに限られています。これは、選挙運動の平等性を保障するために設けられています。

●戸別訪問

選挙運動のため各戸ごとに訪問すること

は禁止されています。

●買収・供応

特定の候補者の当選、または当選させないことを目的に、人に金品を贈ったり、ごちそうしたりすることは禁止されています。

●選挙妨害

候補者についてのデマを飛ばしたり、運動の妨害やポスターを破いたりすると処罰されます。

●署名運動

選挙に関し、投票を得るなどの目的で署名運動をすることは禁止されています。

選挙運動ができない人

●選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長）

●特定公務員（選挙管理委員会の委員と職

員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏と徴税吏員）

●未成年者

●地位を利用した選挙運動が禁止されている人（国または地方公共団体の公務員、一定の公団・公庫役員と職員、教育者）

連座制

候補者や立候補を予定している人と一定の関係にある人が、買収などにかかわった場合は、たとえば候補者や立候補を予定している人が買収などにかかわっていても、候補者の当選が無効になったり、候補者や立候補を予定している人が五年間立候補できなくなったりします。

▼問い合わせ▲

選挙管理委員会

内線二六七一～二六七三

選挙公報をお届けします

候補者の氏名、経歴、政見などを載せた選挙公報を町内会などを通じて配布します。県議会議員選挙公報は4月4日ごろ、市議会議員選挙公報は4月20日ごろから各戸配布します。市議会議員選挙の公報は今回の選挙から配布することとなりました。迅速な配布ができるように皆様のご協力をお願いします（各選挙公報は各公民館、図書館にもあります）。

努力不足はだめ。 頑張ろう。

